

山形県住生活基本計画の改定概要

1 計画の法的根拠及び見直しの必要性

(1)目的

県民の「住生活の安定の確保」と「住生活の向上の促進」のために、本県における住宅施策の基本的な方向性を定める

(2)根拠法 住生活基本法(平成18年法律第61号)

第17条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めるものとする。

(3)計画の見直しの必要性

現行計画(計画期間:H28年度～R7年度)において、おむね5年後に見直しを行うことを規定(実施事業の進捗状況や社会情勢の変化等への対応)

※政府は、住生活基本計画(全国計画)を見直し、令和3年3月に閣議決定済(計画期間:R3～12年度)

3 住宅施策の基本的な方針

人口減少社会においても、地域の活力を維持し
「すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境」
 を実現するため、重点的に取り組む住宅施策の基本的な方針を次のとおりとする

①省エネ・カーボンニュートラル強化

★住宅分野における省エネルギー対策を更に進めるため、高気密で高断熱な住宅の建設の加速化及び再生可能エネルギー設備の導入を促進

②安全・安心対策

★災害の頻発化を受け、地震や水害の被害から人命を守るための取組みを推進

★コロナ禍を契機に多様化したライフスタイル・働き方や、世帯のライフステージに応じ、すべての人が安心して暮らせる環境を整備

③若者・子育て支援

★人口減少「抑制」の観点から、次代を担う若者世帯や新婚・子育て世帯が暮らしやすい居住環境を整備

④雪対策

★雪に関する負担の軽減を図るために、克雪住宅の建設促進や雪下ろしが不要となる住まい方など総合的な雪対策を推進

⑤空き家(予防)対策

★空き家発生の抑制(予防)を図る取り組みを強化

⑥担い手育成・林工連携

★大工技能者育成を支援し、県内住宅事業者の競争力を強化し雇用創出を図る

2 住生活をめぐる現状と課題

新たな課題

(1)自然環境の変化

①気候変動問題(脱炭素化)

- ・「ゼロカーボンやまがた2050」宣言(R2年8月)
- カーボンニュートラルやまがたアクションプランの策定(R4年2月)
- ・住宅の省エネ化の遅れ(家庭部門のCO₂排出割合は全国平均より高い)

②頻発・激甚化する自然災害

- R2年7月末の豪雨灾害をはじめとする風水害の増大
- ・住宅の耐震化率は84.7%(H30) 今後の耐震化は伸び悩む予測

重点・強化

(2)社会構造・経済環境の変化

①人口減少の進行、世帯構成の変化

- ・少子化は今後も継続
- ・単身世帯(一人暮らし世帯)、高齢者のみの世帯の増加
単身世帯:約11万世帯(R2)全世帯の約1/4

②コロナ禍をきっかけとした新たなライフスタイルや多様な住まい方を実践する動き

- ・テレワークの本格化、職住一体、二拠点居住・地方への移住 等

③空き家の増加

- ・相続時の空き家化防止
空き家率:12.1%(H30)

継続

(3)今後も引き続き取組みが必要な課題

①住宅建設担い手の減少

- ・大工技能者の高齢化
- ・大工入職者の確保と、技術の伝承
大工技能者数:11,060人(H7)→5,720人(H27)
うち60歳以上 2,870人

②県産木材の多面的な利用

- ・新設住宅着工戸数は減少傾向
- ・建材としての利用のほか、バイオマス燃料(ペレット、チップ)としての利用拡大

③住宅の克雪化の伸び悩み

- ・県民の雪処理負担の更なる軽減が必要
- ・「利雪」「親雪」の観点による取り組み 等

4 目標と計画期間

■ 3つの視点(居住者・地域づくり・産業)に立ち9つの目標を整理

居住者の視点	目標1	県民が健康で暮らすことができ環境にもやさしい住まいの整備促進 【省エネ・カーボンニュートラル】	i 住宅ストックのカーボンニュートラル化の強力な推進 ii 長く使える住宅の普及 iii 健康で暮らせる居住環境の整備
	目標2	県民が安全に生活できる住まいの整備・確保 【防災・安全】	i 災害から生命を守る安全な居住環境の整備
	目標3	すべての県民が安心して暮らすことができる住生活の実現 【住宅セーフティネット】	i 多様化する住まい方に応じた住宅供給環境の整備 ii 身体的な負担が少ない居住環境の整備
	目標4	次代を担う若者世代が安心して結婚・子育てもできる住生活の実現 【若者・子育て】	i 若者のライフスタイルやニーズに合った居住環境を整備 ii 若者世代の経済的な負担軽減による結婚しやすい環境の整備 iii 新婚・子育て世帯の思いをかなえる居住環境の整備
地域づくりの視点	目標5	多様なメニューを組み合わせた総合的な雪対策の推進 【雪対策】	i 住宅及び宅地内の雪対策の促進 ii 雪下ろし等の負担が少ない住まい方の普及
	目標6	空き家の発生抑制と除却・利活用する取組みの推進 【空き家】	i 空き家発生「予防」のための取組み ii 老朽危険空き家の解体・撤去の加速化 iii 幅広い用途による空き家の利活用の促進
	目標7	持続可能なまちの形成に向けた住環境の整備 【まちづくり・コミュニティ】	i 市街地等における都市機能や居住機能等の集約 ii 地域の特性に応じた居住環境の形成 iii 移住者等の受入れ体制の強化
産業の視点	目標8	県内住宅関連産業の振興と技術者育成 【産業振興】	i 地元大工・工務店の受注機会の拡大 ii 地元大工・工務店の持続的な発展に向けた技術者育成
	目標9	やまがた森林(モリ)ノミクスの推進による県産木材の利用促進 【県産木材】	i 施工者側のニーズに対応した県産木材の供給促進

■ 計画期間:令和3年度から令和12年度までの10年間